

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	行為の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県砂防法施行条例第 3 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	秋田県砂防法施行条例第 3 条第 1 項、第 5 条、第 13 条 秋田県砂防法施行細則第 2 条第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県砂防法施行条例 （制限行為）</p> <p>第 3 条 砂防指定地（砂防法第 2 条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。以下同じ。）において、次に掲げる行為をしようとする者（次条第 1 項に規定する者を除く。）は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（1） 施設又は工作物の新築、増築、改築又は除却 （2） 立木竹の伐採又は樹根の採取 （3） 木竹の滑り下ろし又は地引きによる搬出 （4） 掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更 （5） 土石（砂れきを含む。以下同じ。）の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄 （6） 前各号に掲げるもののほか、知事が治水上砂防のため支障があると認める行為</p> <p>2 略 3 略 （許可申請）</p> <p>第 5 条 第 3 条第 1 項又は前条第 1 項の許可を受けようとする者は、規則で定める書類及び図面を添えて申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（新たに砂防指定地となった場合の特例）</p> <p>第 13 条 砂防指定地の指定の際現に権原に基づき当該砂防指定地において第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をしている者は、当該指定の日から 30 日以内に届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、同項の指定の日から 6 月間に限り、同項に規定する行為について第 3 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。この場合にお</p>

	<p>いて、当該6月間を超えて当該行為をしようとする者は、新たに同項の許可を受けなければならない。</p> <p>○秋田県砂防法施行細則 (書類の様式等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第5条の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 位置図</p> <p>(2) 平面図</p> <p>(3) 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図に申請地を明示したもの</p> <p>(4) 事業計画の概要を記載した書類</p> <p>(5) 権原を有することを証する書類</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>3、4 略</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30日</p>
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第84第1号による
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用又は土砂採取の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県砂防法施行条例第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	秋田県砂防法施行条例第 4 条第 1 項、第 5 条 秋田県砂防法施行細則第 2 条第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県砂防法施行条例 （砂防設備の占用等の許可） 第 4 条 砂防設備を占用しようとする者又は砂防設備から土石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略 （許可申請）</p> <p>第 5 条 第 3 条第 1 項又は前条第 1 項の許可を受けようとする者は、規則で定める書類及び図面を添えて申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>○秋田県砂防法施行細則 （書類の様式等） 第 2 条 略 2 条例第 5 条の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。</p> <p>（1）位置図 （2）平面図 （3）不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項に規定する地図に申請地を明示したもの （4）事業計画の概要を記載した書類 （5）権原を有することを証する書類 （6）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>3、4 略</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	30日
備考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第84第2号による
設定日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可事項変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県砂防法施行条例第 6 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	秋田県砂防法施行条例第 6 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県砂防法施行条例 （許可事項の変更） 第 6 条 第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>6 0 日</p>
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 84 第 3 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可の更新
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県砂防法施行条例第 7 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	秋田県砂防法施行条例第 3 条第 3 項、第 4 条第 2 項、第 7 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県砂防法施行条例 （制限行為）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の許可の期間は、5 年以内とする。 （砂防設備の占用等の許可）</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の許可について準用する。 （許可の更新）</p> <p>第 7 条 許可を受けた者は、当該許可の期間の満了後引き続き当該許可に係る行為 又は占用若しくは採取をしようとするときは、期間の満了の日の 30 日前までに申 請書を知事に提出して、許可の更新を受けなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	<p>期間満了日 30 日前までに申請(7)</p> <p>秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 84 第 4 号による</p>
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	権利義務の譲渡の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県砂防法施行条例第 10 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	秋田県砂防法施行条例第 10 条 秋田県砂防法施行細則第 2 条第 4 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県砂防法施行条例 （権利義務の譲渡） 第 10 条 許可を受けた者は、当該許可に係る権利義務を譲渡しようとするときは、当該許可に係る権利義務を譲り受けようとする者とともに、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により権利義務を譲り受けた者は、譲渡人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。</p> <p>○秋田県砂防法施行細則 （書類の様式等） 第 2 条 略 2、3 略 4 第 1 項の権利義務譲渡許可申請書には、権利義務を譲り受けようとする者が権原を有することを証する書類を添付するものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 84 第 7 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日